



埼玉県報

号外第 17 号
平成 30 年(2018 年)
8 月 22 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告示

埼玉県告示第九百十九号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

イ 二―（エチルアミノ）―二―フェニルシクロヘキサン―一―オン（通称名 D
e s c h l o r o ― N ― e t h y l ― k e t a m i n e、二―O x o―P C E、
O―P C E）及びその塩類

ロ メチル―二―「二―（五―フルオロペンチル）―一 H―インドール―三―カ
ルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート（通称名五 F―M D M B―P
I C A）及びその塩類

二 効力発生の日

平成三十年八月二十三日